

## 基準法等改正 JSCA 要望事項の進捗状況

(社) 日本建築構造技術者協会  
建築基準法等改正対策委員会

本年 6 月 20 日の建築基準法等改正施行以降、JSCA はその改正内容についての見解を国土交通省に提示するとともに、会員やマスコミに向けて公表してきた。これまでに JSCA が発信してきた提案がどの程度進捗しているかを確認し、あわせて現時点までに新たに明らかになった問題点を述べる。

本年 6 月 20 日の建築基準法等改正以降、JSCA はその改正内容についての見解を、「改正建築基準法施行にあたっての所感 (6 月 25 日)」、「建築確認申請業務の現状と要望 (8 月 31 日)」、「建築基準法改正に関する問題点について (9 月 14 日)」として 3 回にわたって国土交通省に提示するとともに、会員やマスコミに向けて公表してきた。

偽装事件に端を発した法令改正は、国民のためにその必要性は認めるものの、改正内容の各論については JSCA として納得できないものも多く、確認申請の煩雑化、停滞については会員からも多くの声が寄せられている。

確認申請の停滞については国土交通省も、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について (技術的助言: 9 月 25 日)」、「施行規則の一部を改正する省令 (11 月 14 日)」、「同改正の施行後の運用に関する技術的助言 (11 月 14 日)」、「実務者向けのわかりやすい新しい建築確認手続きの要点 (第 1 版 10 月 31 日、第 2 版 11 月 14 日)」などを発信し、改善に向けた努力を行っている。また関係団体に対して 11 月 22 日に行われた「改正建築基準法に関する説明会 (第 2 回)」の配布資料で、財団法人建築行政情報センター (ICBA) の HP に設けられた苦情箱に寄せられた事例を参考とし、審査を適切に行うよう注意喚起をしている。質問箱などを通して抽出された問題点や疑問点に対して示された Q&A を国土交通省の見解である旨明示するなど、円滑運用に対する施策を講じて、より具体的な内容となっている。しかし、国交省が審査機関に通知している円滑化のためのこれら施策が徹底されない限り、本質的な解決は図れないと考えられる。さらに適判機関に関する問題はこれから一層顕在化すると思われるので、早めの対策が必要である。

こうした状況の中で、これまでに JSCA が発信してきた提案が、どの程度進捗しているかを確認し、あわせて現時点までに新たに明らかになった問題点を述べる。

**1) 依然として主事等において過度な指摘や事実上の審査拒否があり、施策の趣旨が徹底していない。さらなる柔軟な運用、主事等の教育周知が望まれる。**

事前相談などを容認し手続きの円滑化を促す課長通知（8月9日）以降、各種対策による円滑施行への努力はなされているが、依然として主事等において過度な指摘や事実上の審査拒否がある。一方で図書確認において法適合性や図書の不整合チェック等の自らの義務を適合性判定に委ねているケースも散見される。また、技術基準解説書等の「望ましい」表現については、単に推奨事項であり遵守事項ではないことは、技術的助言や Q&A などその旨明言されてもいるが、いまだに遵守を半ば強制する審査機関が存在する。梁貫通孔や壁開口の位置・寸法等の明示を求める審査機関も未だに存在するなど確認審査、適判窓口での要求のばらつきが大きい。こうした事例を鑑み特に、主事等の教育についての具体策が不可欠である。

**2) 11月14日の施行規則改正および技術的助言により、大臣認定書の扱いがようやく正常な状態になりつつあると認識する。大臣認定書の集約、公開、恒久的維持管理体制の構築が望まれる。**

11月14日の施行規則改正および技術的助言により、主事等が要求する場合に限って大臣認定書を添付することで、改正後の異常な状態がようやく正常になりつつあると認識する。取り扱いのばらつきを防止するため、ICBA で大臣認定書（性能評価に関する認定書等を除く）の情報を収集中であると聞くが、その早期公開、恒久的維持管理体制の構築が望まれる。

**3) 膨大な構造計算書が必要となる運用を見直し、構造計算概要書は必要最小限とし、より分かりやすい構造計算書の作成を促す施策が望まれる。**

構造計算概要書に構造計算書の目次としての性格を持たせ、かつ構造計画などに関する記述も行うようにすることは JSCA の従来からの主張であった。しかし、現状定められている様式では、記載事項のうち許容応力度表など各種の表は省略できず、一貫構造計算プログラムのアウトプットが存在することを考えると二度手間となっている。一方最も重要な構造計画に関する記載場所が明確に決められていない。施行規則の改定等により、より分かりやすい概要書・構造計算書の作成のための施策が望まれる。

なお、構造計算概要書を構造計算書の一部として取り込み、現状の様式の範囲内で可能な限り二重記載をやめた事例を含む「構造計算書作成の要点と事例」出版、講習会はボトムアップとしての効果は大きいと考えられる。JSCA は講習会の更なる開催を企画し、必要でかつ十分な計算書作成に関し啓蒙していく。しかし、いまだに内容の不十分な計算書が多いと考えられる。これら不十分の度を過ぎたものについては、窓口での厳しい対応も必要である。

4) 保有水平耐力計算方法、別棟の扱いに関する法 20 条の不合理性、地盤増幅率の精算法のために広範な土質調査が必要とされることなど、設計の中で露見している法律、政令等の問題点を抜本的に見直す必要がある。

現実の設計行為の中でいくつかの不具合が露見しているため、その点については複雑な運用によって対応するのではなく、法令、告示を抜本的に見直すなどの対応が望まれる。具体例として以下のことがある。

壁が存在する建物では、告示で規定された方法では 1 次設計の計算や保有水平耐力計算における崩壊メカニズムの決定が行いにくい場合も多い。計算が難しいという理由で無用に壁にスリットを設けるなど、耐震性能を低下させる安易な解決方法が横行する懸念がある。

法 20 条により建物は 1～4 号までに分類され、それぞれに構造計算方法が規定されている。EXP.J により複数の建物に分けられた場合、従来は個別の計算が可能であったが改正により不可能となった。パブコメ中の告示により、2～4 号建物については棟別の構造計算が可能となり、また、超高層に隣接する低層建物については業務方法書の改定により棟別の構造計算が可能な範囲を拡大することが予定されている。しかし、本来は、法 20 条で一つの建物を同じ構造計算で行うように定めたことが混乱の原因である。法そのものを見直すことを考慮すべきである。

構造計算の枠組みとともに仕様規定の適用除外の規定が変わり、従来は許容応力度計算によって適用除外されたものが、保有水平耐力計算で除外されることになったため不都合が生じているものがある（例：施行令 73 条 5 の鉄筋定着長さの扱い）。

限界耐力計算の規定が見直されたことは妥当と考えられる。ただし、地盤増幅率の精算法採用には広範な土質調査が前提とされ、小規模建物の免震構造化の妨げになっている。耐震性に優れた免震構造の普及のために規定の再考を検討すべきである。

5) 昭和 56 年以降の既存建物において、床面積の 2 分の 1 以上の床面積の増築を行う場合に実質的に増築が不可能な場合が多く、新たな耐震診断ないしは判定手法の整備・公開を急ぐべきである。

昭和 56 年以降のいわゆる新耐震建物であっても、6 月 20 日以前に着工しているものの多くは既存不適格となりかねないが、これについての社会への説明が必要である。

既存建物の床面積の 2 分の 1 以上の床面積の増築では、既存建物にも新築と同様の既存遡及が適用されるため、工場や病院などでは、実質的に増築が不可能な場合が多い。1981 年以降の建物は 2007 年施行のものと同様と見なす簡便な判定手法の確立、あるいは耐震診断による安全性確認で増築可能とするよう、法令見直し、新たな耐震診断ないしは判定手法の整備・公開を急ぐべきである。

6) 11月14日の施行規則の改正により、構造関係の変更に対しても軽微な変更の内容が拡大したかのような印象を受けるが、実態は変わっていない。耐震性に直接関係ない部分の変更や、部分的な検討で変更前の余裕の範囲内に納まることが確かめられるものを「軽微な変更」として取り扱うよう施行規則の改定を要望する。

あらかじめ変更を見込んだ設計が検討されているが、この手法の範疇で解決できるものには限界があるので、軽微な変更についての早急な対応策が必要である。

11月14日に施行規則が改正され、従来から規定されている12項目の変更に対しては、安全上など危険の度が高くなることなどの条件付で軽微な変更とすることが可能とされた。しかし、同日の技術的助言によると、適合性判定対象建物に関する変更を軽微な変更として扱うためには「構造安全性が低下することがない」ことを適判機関その他の適切な第三者機関で確かめられたものであることが必要であり、実質的には計画変更と同様の時間と手間を要する。しかも、確かめることに対し、審査料が具体的に示されていないので、主事等や適判機関は軽微変更の内容を自ら判断せず、第三者による証明を求める可能性が高いなど、現状のままでは実効性に疑問が残る。軽微変更に対する審査料等を規定する必要がある。

耐震性に直接関係ない部分の変更や、部分的な検討で変更前の余裕の範囲内に納まることが確かめられる変更を、「軽微な変更」として取り扱うよう施行規則の改定を要望する。これにより、CMoQ図や断面検定比などを構造計算書に明記させる様式の内容が生かされることになる。その際には、設計資格を有する構造設計者の検討報告を義務付ければよく、その内容は主事等で把握することで十分である。主事等が見るべきルート1の建物にも基礎、架構の構造計算はあるので、主事等で十分に判断できると考える。

超高層建物等の大臣認定書は確認申請提出時に必要とされているが、その後の変更と再評定の方法については、円滑運用の観点からさらなる手続の簡略化などを考慮する必要がある。

7) 大臣認定プログラムは要件を明確化し早急に公表すべきである。非認定プログラム（旧認定プログラムや一般汎用プログラム）を利用する場合のチェック項目や計算過程の確認方法を統一する必要がある。

認定作業が進んでいる模様だが、認定で扱える建物範囲や認定プログラムの瑕疵に伴う責任の問題などの要件を明確化し早急に公表すべきである。

非認定プログラム（旧認定プログラムや一般汎用プログラム）を利用する場合においてのプログラム使用上のチェック項目や計算過程の確認方法を統一する必要がある。JSCAでは昨年度のWGにおいて計算結果の確認方法を提案している。適判機関においてはプログラムの内容を審査するのではなく、それを用いて行われた計算内容と結果を判断するとすべきである。

**8) 適合性判定機関に対する事前相談が条件付で可能となったことは評価するが、さらに補正の範囲を拡大することを要望する。**

9月25日の技術的助言により、確認申請提出時の適判機関に対する事前相談について条件付で可能となったが、これはJSCAの従前の主張が取り入れられたものと考えられる。複数の適判機関を指定している都府県の主事等に対しては、適判機関の早期決定が可能となるような運用の徹底が必要である。

設計者と判定員の法令解釈の違いにより、判定員による指摘を設計者が採用する場合は、変更ではなく補正として取り扱うことが可能な範囲を拡大すべきである。

主事等においても共通であるが、設計者への質疑等の連絡は書類郵送による正式手続きとして良いが、時間節約のためFAX等を併用することを可能とすべきである。

**9) 判定に要する時間が施行前の予想値より大幅に増加しており制度維持が困難となることも予想されるため、判定内容の見直しや適合性判定対象建物の見直しが必要である。**

判定に要する時間が施行前の予想値より大幅に増加しており制度維持が困難となることも予想され、判定員を増員することや判定業務手法の変更なども考えられている。しかし、設計者としての業務が増大していることから質のよい判定員を増やすことは難しい現状である。主事等審査との役割分担を考えて判定内容の見直しをすること、適合性判定対象建物の見直しにより数を減らすことなどを検討すべきである。

主事等が行うべきチェックが未了のまま判定機関に送られる例も多いといわれているので、場合によっては主事等へ差し戻す手法を具体化すべきである。

JSCAでは、適合性判定は本来工学的な判断をすべきものと認識していたが、現在の審査指針では法適合性のチェックに主体があり、その内容も設計の本質とは無関係の設計図書記述内容の確認などにも多い。本来の適合性判定の姿に直すべきである。

**10) 資格制度と対応して、設計者の判断を尊重する制度に移行することを要望する。**

資格や処遇については、現在国交省の委員会等で検討が行われている。建築士等の厳格な罰則規定が法律化されたことや、構造設計の責任者としての構造設計一級建築士が制定されることを前提に、設計者性悪説をベースとする法体系を見直すべきである。法律で詳細な内容を決めることが実態にそぐわないことは、半年間の運用で明らかとなった。本来の適合性判定の姿に直すことと合わせて、法で決めきれないことは、設計者の判断と適合性判定員の周知の事実に基づく判定に委ねるという制度に移行することを要望する。